

「輸入木材検疫要綱の運用について」（昭和51年3月1日付け50農蚕第7551号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
(消毒実施区域の指定) 第1 [略] 2 植物防疫所長は、港域又は港頭地域（植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第6条第1項第1号又は第2項第2号に掲げる港の港域又は港頭地域をいう。以下同じ。）において、所有者、管理者その他使用権を有する者から消毒実施区域の指定の申請がなされている区域のうち、次に掲げる条件を満たすものを「消毒実施区域」として指定するものとする。 [略]	(消毒実施区域の指定) 第1 [略] 2 植物防疫所長は、港域又は港頭地域（植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第6条第1項第1号又は第2項第3号に掲げる港の港域又港頭地域をいう。以下同じ。）において、所有者、管理者その他使用権を有する者から消毒実施区域の指定の申請がなされている区域のうち、次に掲げる条件を満たすものを「消毒実施区域」として指定するものとする。 [略]

改 正 後

別表1 (第15関係)

消毒方法	合 格 基 準 の 詳 細
(1) 倉庫くん蒸	残存ガス濃度が次の基準以上であること。 ① 残存ガス濃度測定が投薬をした日の翌日（投薬後24時間以上に限る。）に実施される場合 15mg/l ② 残存ガス濃度測定が投薬をした日の2日後に実施される場合 12mg/l ③ 残存ガス濃度測定が投薬をした日の3日後に実施される場合 10mg/l ただし、残存ガス濃度が次の場合には当該くん蒸対象木材の10%以上を対象にして、虫孔部分の掘取り等の確認を行ったのち、<u>検疫有害動物</u>の生存が認められないこと。 ① 残存ガス濃度測定が投薬をした日の翌日（投薬後24時間以上に限る。）に実施される場合 15mg/l未満 7mg/l以上 ② 残存ガス濃度測定が投薬をした日の2日後に実施される場合 12mg/l未満 6mg/l以上 ③ 残存ガス濃度測定が投薬をした日の3日後に実施される場合 10mg/l未満 5mg/l以上
(2) 天幕くん蒸	〃
(3) 本船くん蒸	処理時間経過後の残存ガス濃度が15mg/l以上であること。
(4) 薬剤散布	薬剤散布対象数量のうち輸入植物検疫規程別表第1に掲げる数量（同表に掲げる数量の下限が200本に満たない場合にあっては200本、薬剤散布対象数量が200本未満の場合にあっては全量。以下「確認数量」という。）について、掘取り又は木粉の排出状況等を点検し、 <u>検疫有害動物</u> の生存が認められないこと。ただし、 <u>検疫有害動物</u> 生存材の数量が確認数

現 行

別表1 (第15関係)

消毒方法	合 格 基 準 の 詳 細
(1) 倉庫くん蒸	残存ガス濃度が次の基準以上であること。 ① 残存ガス濃度測定が投薬をした日の翌日（投薬後24時間以上に限る。）に実施される場合 15mg/l ② 残存ガス濃度測定が投薬をした日の2日後に実施される場合 12mg/l ③ 残存ガス濃度測定が投薬をした日の3日後に実施される場合 10mg/l ただし、残存ガス濃度が次の場合には当該くん蒸対象木材の10%以上を対象にして、虫孔部分の掘取り等の確認を行ったのち、<u>害虫</u>の生存が認められないこと。 ① 残存ガス濃度測定が投薬をした日の翌日（投薬後24時間以上に限る。）に実施される場合 15mg/l未満 7mg/l以上 ② 残存ガス濃度測定が投薬をした日の2日後に実施される場合 12mg/l未満 6mg/l以上 ③ 残存ガス濃度測定が投薬をした日の3日後に実施される場合 10mg/l未満 5mg/l以上
(2) 天幕くん蒸	〃
(2の2) 本船くん蒸	処理時間経過後の残存ガス濃度が15mg/l以上であること。
(3) 薬剤散布	薬剤散布対象数量のうち輸入植物検疫規程別表第1に掲げる数量（同表に掲げる数量の下限が200本に満たない場合にあっては200本、薬剤散布対象数量が200本未満の場合にあっては全量。以下「確認数量」という。）について、掘取り又は木粉の排出状況等を点検し、 <u>害虫</u> の生存が認められないこと。ただし、 <u>害虫</u> 生存材の数量が確認数量の2%以内であ

改 正 後		現 行	
	量の2%以内であるときは、薬剤散布対象数量の全量につき点検し、 <u>検疫有害動物生存材</u> の薬剤散布を行わせ、当該材について <u>検疫有害動物</u> の生存が認められないこと。		るときは、薬剤散布対象数量の全量につき点検し、 <u>害虫生存材</u> の薬剤散布を行わせ、当該材について <u>害虫</u> の生存が認められないこと。
(5) 熱湯処理	バットに入れて、80℃以上で12時間以上経過し、又は <u>検疫有害動物</u> の付着場所が50℃以上になること。	(4) 熱湯処理	バットに入れて、80℃以上で12時間以上経過し、又は <u>有害動物</u> の付着場所が50℃以上になること。
(6) 水 没	水中に沈下させ30日以上が経過していること。	(5) 水 没	水中に沈下させ30日以上が経過していること。
(7) 浸漬、浮上部薬剤散布	水中に浸漬し、30日以上経過し、かつ、浮上部について(4)薬剤散布に同じ。	(6) 浸漬、浮上部薬剤散布	水中に浸漬し、30日以上経過し、かつ、浮上部について(3)薬剤散布に同じ。
(8) 浸漬反転	水中に浸漬し、30日以上経過したのち、更に反転して水中に浸漬し、30日以上が経過していること。	(7) 浸漬反転	水中に浸漬し、30日以上経過したのち、更に反転して水中に浸漬し、30日以上が経過していること。
(9) はく皮焼却	はく皮した樹皮が完全に焼却されていること。	(8) 剥皮焼却	剥皮した樹皮が完全に焼却されていること。
(10) はく皮焼却 薬剤処理	(9)はく皮焼却及び(4)薬剤散布に同じ。	(9) 剥皮焼却 薬剤処理	(8)剥皮焼却及び(3)薬剤散布に同じ。